

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士：京都大学大学院医学研究科講師

国際観光の振興、生産性向上、産業競争力強化、不正競争防止、労働安全衛生など多岐にわたる分野で関連法案が可決成立した。著作権法の改正は3回行われ、サイバーセキュリティ基本法改正も成立した。

■はじめに

2018年春の通常国会（第196回国会）では複数のインターネット関連法案が可決成立しており、もはや各種法律のすみずみに散在しているがごとき状況となっている。さらに同年秋の臨時国会（第197回国会）では、サイバーセキュリティ基本法の改正も成立した。

その一覧は資料5-1-1のとおりであり、以下、成立した個々の法案を、成立日の順に説明する。

■外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の改正

外国人観光旅客（いわゆる訪日客）の地方への来訪、滞在を拡大するため、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置等を講じることを、公共交通事業者等の努力義務として明記した。具体的にはWi-Fi利用環境等の整備が想定されている。

■生産性向上特別措置法の制定

わが国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じる法律であるが、その一環として、データの共有・連携のためのIoT投資の減税等が用意されている。これはデータの共有

と連携を行う取り組みを認定する制度を創設し、こうした取り組みに用いる設備等への投資に対する減税措置等の支援を行うとともに、一定のセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を創設するというものである。

■産業競争力強化法の改正

改正の一環として、事業者の技術等の情報の管理措置（漏えい防止の措置）に係る認証を行う機関の認定制度を創設し、情報の適切な管理を促進するための仕組みが設けられた。

■著作権法の改正

著作権法の改正は3回にわたって行われた。まず、表中の「改正1」は、「著作権法の一部を改正する法律」によるものであり、情報通信技術（ICT）の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、電子計算機における著作物の利用に付随する利用、学校その他の教育機関における公衆送信、美術の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑に行えるようにするための措置等が講じられた。

次に、表中の「改正2」は、後述の学校教育法

法令（成立日順）	成立日	公布日
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（改正）	2018年4月4日	2018年4月18日
生産性向上特別措置法	同年5月16日	同年5月23日
産業競争力強化法（改正）	同年5月16日	同年5月23日
著作権法（改正1）	同年5月18日	同年5月25日
不正競争防止法（改正）	同年5月23日	同年5月30日
学校教育法（改正） →著作権法（改正2）を含む。	同年5月25日	同年6月1日
著作権法（改正3）	同年6月29日	同年7月6日
労働安全衛生法・じん肺法（改正）	同年6月29日	同年7月6日
サイバーセキュリティ基本法（改正）	同年12月5日	同年12月12日

出典：筆者が作成

の改正に伴い、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用することを、著作権法との関係でも可能にするためのものである。

さらに、表中の「改正3」は「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」によるものである。すでに環太平洋パートナーシップ協定（TPP）締結に向けて著作権法改正が成立していたところであるが（平成28年法律第108号）、その後におけるトランプ米大統領のTPP離脱宣言を受けて、それに代わるものとして進められた「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11）の締結に伴い、その締結に伴う関係法律の整備に関する法整備の一環として著作権法も改正された。

■不正競争防止法の改正

わが国産業におけるデータの流通、共有および利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータ（限定提供データ）を不正に取得する行為の差止め等を可能とする等の改正が行われた。その詳細は資料5-1-2を参照されたい。併せて、技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する保護も強化されている。

■学校教育法の改正

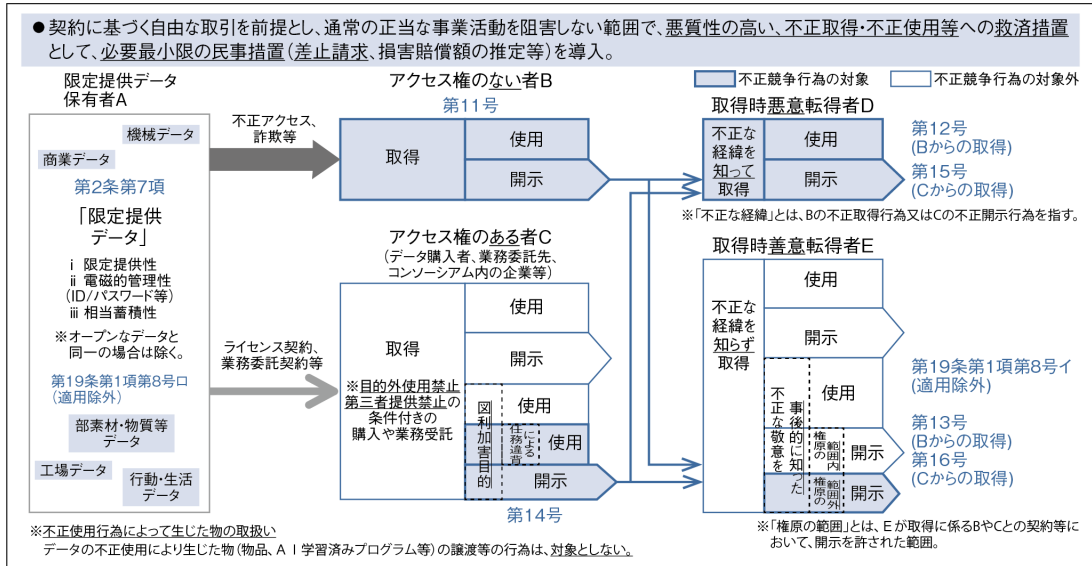
情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るために必要があると認められる教育課程の一部において、通常の紙の教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材（デジタル教科書）を使用することができることとする等の措置を講じた改正である。そのために必要な、前述の著作権法（改正2）も含まれている。

■労働安全衛生法・じん肺法の改正

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の一環として、これらの法律では法定健診結果など労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱い、そして安全管理（セキュリティ）に関する規定等が新設された。

■サイバーセキュリティ基本法の改正

第196回国会に提出されたが成立に至らなかったサイバーセキュリティ基本法の改正案が、第197回国会で成立した。サイバーセキュリティに対する脅威のいつそうの深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長



出典：「不正競争防止法平成30年改正の概要（限定提供データ、技術的制限手段等）」経済産業省、2018年（http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukyohoshosairev3.pdf）

およびその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者などを構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の内容とされている。

■その他

補遺として、民法の一部改正（平成29年法律第44号）と同時に成立した「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同年法律第45号）によって、電子記録債権法、電子契約法なども一部改正されており、これらの改正は、改正民法の施行日たる2020年4月1日に、同時に施行される予定であることを補足しておきたい。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2019年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2019 Impress R&D